

## **第 2 章 平成 27 年度決算に基づく健全化判断比率**

## 第1節 平成27年度決算に基づく健全化判断比率（4指標）

平成27年度決算に基づく健全化判断比率（4指標）は、すべての市町村でいずれの指標においても早期健全化基準を下回った。

### （1）実質赤字比率

いずれの市町村も赤字が発生しなかったため、比率に該当のある市町村はなかった。

### （2）連結実質赤字比率

比率に該当のある市町村はなかった。

### （3）実質公債費比率

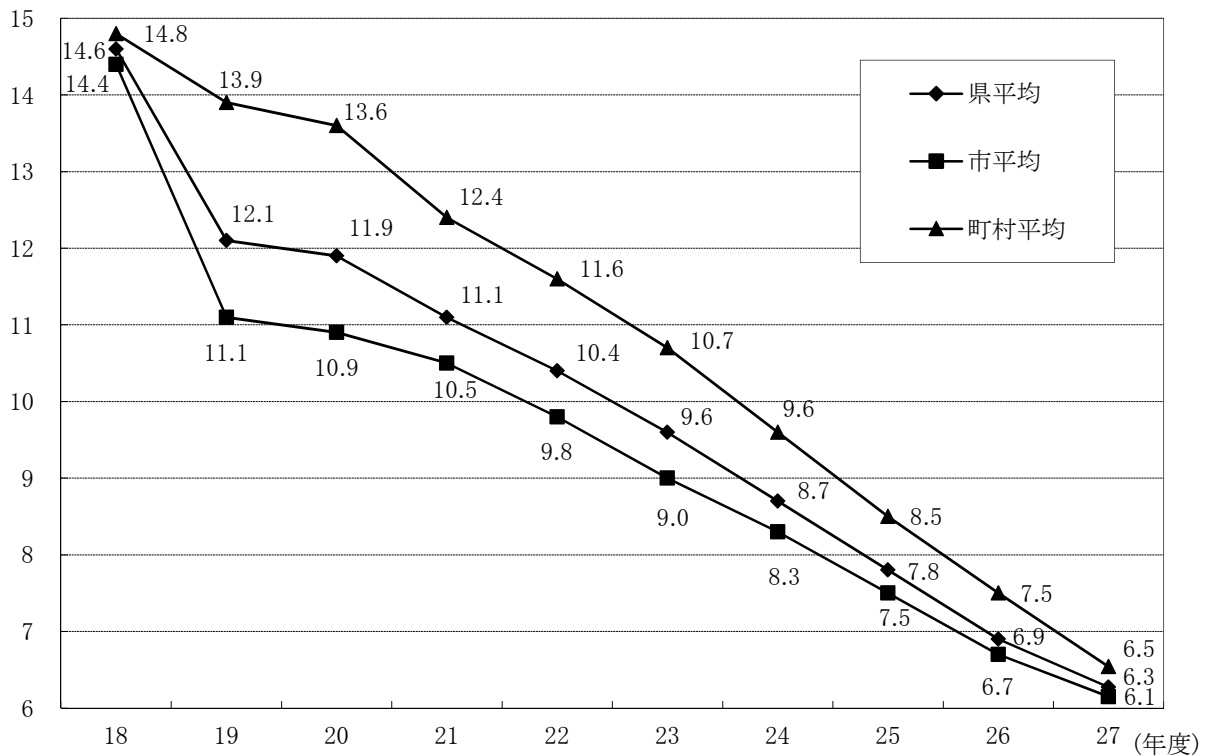
早期健全化基準の25%を上回る市町村はなかった。

また、実質公債費比率（単純平均）は、前年度（6.9%）より0.6ポイント低下し、6.3%となった。

なお、地方債の発行に許可を要する18.0%以上の団体は、前年度より1団体減少し、1団体となった。

第19図 実質公債費比率の推移（単純平均）

(%)



第20表 段階別実質公債費比率の分布状況（団体数）

比率 年度	8.0未満	8.0～ 10.0未満	10.0～ 12.0未満	12.0～ 14.0未満	14.0～ 16.0未満	16.0～ 18.0未満	18.0～ 20.0未満	20.0～ 25.0未満	25.0以上	団体数
	18	1	6	7	14	10	7	4	7	
19	8	8	12	10	7	5	4	2	0	56
20	9	11	8	12	7	3	3	3	0	56
21	14	7	10	11	6	4	0	2	0	54
22	17	4	18	6	5	2	0	2	0	54
23	18	11	14	3	5	1	0	2	0	54
24	19	19	6	6	1	1	1	1	0	54
25	28	12	7	3	2	0	2	0	0	54
26	33	13	5	0	1	0	2	0	0	54
27	36	10	5	1	0	1	1	0	0	54
増減	3	△ 3	0	1	△ 1	1	△ 1	0	0	-

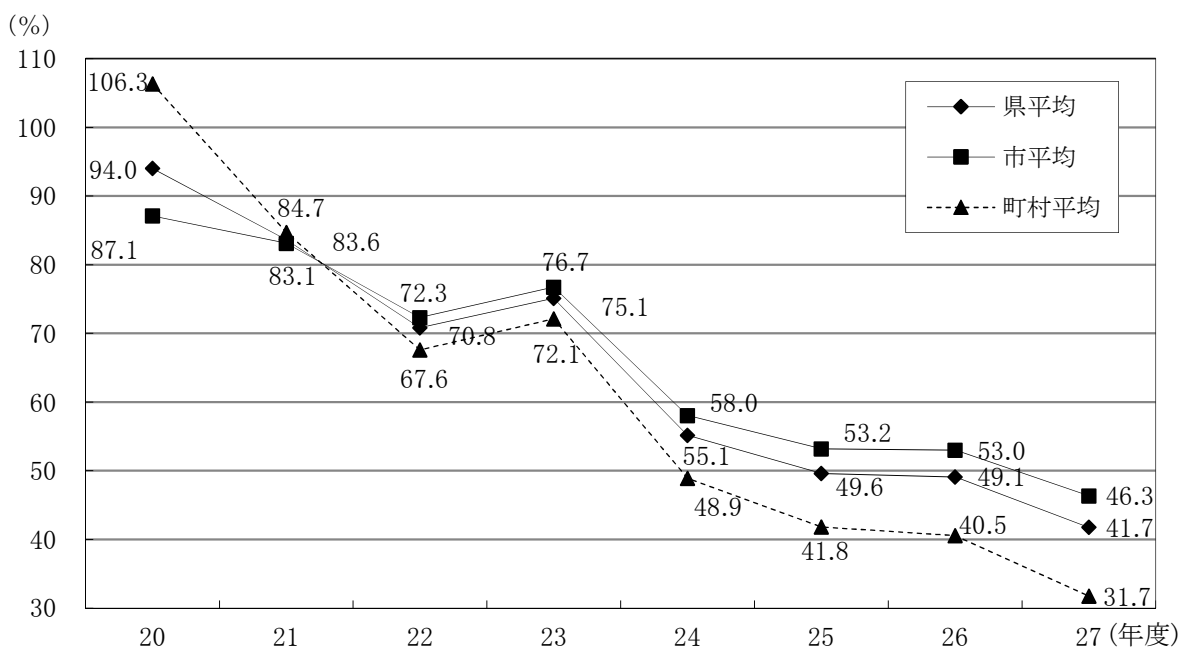
（４）将来負担比率

早期健全化基準の350%（政令市は400%）を上回る市町村はなかった。

54団体中53団体が200%未満の団体であり、48団体が100%未満となるなど、早期健全化基準を大きく下回っている団体が多い。

将来負担比率（単純平均）は、前年度（49.1%）より7.4ポイント低下し、41.7%となった。

第20図 将来負担比率の推移（単純平均）



第21表 段階別将来負担比率の分布状況（団体数）

比率 年度	該当なし	50未満	50～ 100未満	100～ 150未満	150～ 200未満	200～ 250未満	250～ 300未満	300～ 350未満	350以上	団体数
20	4	13	13	17	5	3	0	1	0	56
21	4	13	17	14	4	1	0	1	0	54
22	6	15	19	9	3	1	1	0	0	54
23	9	13	22	7	2	0	1	0	0	54
24	11	15	20	4	3	0	1	0	0	54
25	13	18	15	6	1	1	0	0	0	54
26	14	17	16	5	1	1	0	0	0	54
27	15	19	14	4	1	1	0	0	0	54
増減	1	2	△ 2	△ 1	0	0	0	0	0	-

(参考)

## 市町村財政の背景

### 決算の背景

#### ア 平成 27 年度の経済見通しと国の予算

##### (ア) 経済見通しと経済財政運営の基本的態度

「平成 27 年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」は、平成 27 年 2 月 12 日に閣議決定された。その主な内容は、以下のとおりである。

##### a 平成 26 年度の経済動向

平成26年度の我が国経済をみると、「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」、「民間投資を喚起する成長戦略」の「三本の矢」の一体的推進により、緩やかな回復基調が続いているものの、個人消費等に弱さがみられ、年度前半には実質GDP成長率がマイナスとなった。こうした経済動向の背景には、消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動減や夏の天候不順の影響に加え、輸入物価の上昇、さらには、消費税率引上げの影響を含めた物価の上昇に家計の所得が追い付いていないことなどがあると考えられる。こうした状況の下、経済の好循環を確かなものとし、地方に経済成長の成果が広く行き渡るようにするため、平成26年12月27日に「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」（以下「緊急経済対策」という。）を取りまとめた。雇用・所得環境が改善するなか、経済対策や政労使会議を含む各種政策の効果もあって、景気は緩やかに回復していくことが見込まれる。

物価の動向をみると、好循環が進展する中で、消費税率の引上げの影響もあって前年度よりも高い伸びとなっているが、原油価格の低下等により物価上昇のテンポは若干緩やかとなり、消費者物価（総合）は3.2%程度の上昇と見込まれる。

この結果、平成 26 年度の実質国内総生産（実質GDP）成長率はマイナス 0.5%程度、名目国内総生産（名目GDP）成長率は 1.7%程度と見込まれる。

##### b 平成 27 年度の経済財政運営の基本的態度

今後の経済財政運営に当たっては、引き続き、「三本の矢」からなる経済政策（「アベノミクス」）を一体的に推進することにより、経済の好循環を確かなものとする。このため、政労使の合意を踏まえた取組や成長戦略を着実に実行することにより、好調な企業収益を、設備投資の増加や賃上げ・雇用環境の更なる改善等につなげ、経済の好循環の更なる拡大を実現するとともに、経済の脆弱な部分に的を絞り、かつスピード感を持って「緊急経済対策」を実施し、地方にアベノミクスの成果を広く行き渡らせていく。

また、強い経済の実現による税収の増加等と、聖域なき徹底的な歳出削減を一層加速させることにより、経済再生が財政健全化を促し、財政健全化の進展が経済再生の進展に寄与するという好循環を作り出す。このため、平成27年度予算において、裁量的経費のみならず義務的経費も含め、聖域を設けずに大胆に歳出を見直し、無駄を最大限縮減し、民需主導の持続的な経済成長を促す施策に重点化を図る。平成27年度の国と地方を合わせた基礎的財政収支赤字対GDP比半減目標の達成が見込まれる中で、引き続き、デフレ脱却、経済再生への取組を進めるとともに、財政健全化の旗を降ろすことなく、国と地方を合わせた基礎的財政収支を2020年度（平成32年度）までに黒字化するという目標を堅持する。平成27年度予算等を踏まえて、経済再生と財政健全化の両立を実現すべく、2020年度（平成32年度）の黒字化目標の達成に向けた具体的な計画を平成27年の夏までに策定する。日本銀行には、経済・物価情勢を踏まえつつ、2%の物価安定目標を実現することを期待する。

##### c 平成 27 年度の経済見通し

平成27年度の我が国経済は、「緊急経済対策」など、「b 平成27年度の経済財政運営の基本的態度」に示された政策の推進や政労使の合意を踏まえた取組等により、実質雇用者報酬の伸びがプラスとなるなど雇用・所得環境が引き続き改善し、好循環が更に進展する

とともに、交易条件も改善する中で、堅調な民需に支えられた景気回復が見込まれる。

物価については、原油価格低下の影響はあるものの、日本銀行の「量的・質的金融緩和」の効果等もあり、消費者物価上昇率は1.4%程度となり、GDPデフレーターも上昇が見込まれるなど、デフレ脱却に向け着実な進展が見込まれる。

この結果、平成27年度の実質GDP成長率は1.5%程度、名目GDP成長率は2.7%程度と見込まれる。

なお、先行きのリスクとしては、海外景気の下振れや金融資本・商品市場の動向等に留意する必要がある。

## (イ) 国の予算

政府は、平成26年12月27日に「平成27年度予算編成の基本方針」を閣議決定した。その概要は以下のとおりである。

### a 経済財政運営の基本的な考え方

強い経済は、日本の国力の源泉である。「経済の好循環」を確かなものとし、全国津々浦々にまで景気回復の実感を行き渡らせる。

若者が、将来に夢や希望を持つことができる、魅力あふれる「まちづくり、ひとづくり、しごとづくり」を進めることにより、元気で豊かな地方の創生に全力を挙げる。

強い経済の実現による税収の増加等と、聖域なき徹底的な歳出削減を一層加速させることにより、経済再生が財政健全化を促し、財政健全化の進展が経済再生の進展に寄与するという好循環を作り出す。

社会保障を次世代に引き渡していく責任を果たすとともに、国際社会における信認を確保するため、消費税率の10%への引上げは平成29年4月に確実に実施する。

財政健全化の旗を降ろすことなく、国と地方を合わせた基礎的財政収支を2020年度（平成32年度）までに黒字化するという目標を堅持する。

平成27年度予算等を踏まえて、経済再生と財政健全化の両立を実現すべく、2020年度（平成32年度）の黒字化目標の達成に向けた具体的な計画を平成27年の夏までに策定する。

### b 歳出の重点化・効率化と財政の信認確保

東日本大震災からの復興を加速するとともに、「経済の好循環」の更なる拡大を実現し本格的な成長軌道への移行を図りつつ中長期の発展につなげる取組 — 地方の創生、女性の活躍推進、教育の再生、イノベーションの促進とオープンな国づくり、安全・安心と持続可能な基盤確保 — を強力に推進する。

平成27年度予算において、裁量的経費のみならず義務的経費も含め、聖域を設けずに大胆に歳出を見直し、無駄を最大限削減し、民需主導の持続的な経済成長を促す施策の重点化を図る。このため「新しい日本のための優先課題推進枠」において、重点化施策を厳に絞り込んで措置する。

民間需要や民間のイノベーションの誘発効果が高いもの、緊急性が高いもの、規制改革と一体として講じるものを重視し、メリハリのついた予算とする。

デフレ脱却、経済再生への取組を進めつつ、平成27年度の国と地方を合わせた基礎的財政収支赤字対GDP比半減目標を着実に達成するよう最大限努力する。

このため、国の一般会計において、非社会保障経費については、全体としては平成26年度に比べてできる限り抑制し、社会保障経費についても、いわゆる「自然増」も含め聖域なく見直し、効率化・適正化を図り、平成26年度からの増加を最小限に抑える。その際、消費税率10%引上げ時に想定されていた施策について消費税率8%を前提に優先順位付けを行う。

これらの取組により、平成27年度予算において「当面の財政健全化に向けた取組等について—中期財政計画—」（平成25年8月8日閣議了解）に基づき、国の一般会計の基礎的財政収支をできる限り改善させる。また、新規国債発行額について、平成26年度予算に比し着実に減少させる。

主な分野における歳出改革は以下のとおりである。

#### ①社会保障

世界に冠たる社会保障を次世代にしっかり引き渡していくため、中期的に受益と負担の均衡を目指しながら、持続可能な社会保障制度の確立に向けて着実に取組を進める。消費税率 10%の実現は平成 29 年 4 月となるが、子育て支援、医療、介護など社会保障の充実については、可能な限り、予定通り実施する。

医療・介護を中心に、社会保障給付について、都道府県ごとの医療提供体制と地域の医療費の差にも着目した医療費の適正化の推進、介護職員の処遇改善等の推進と経営状況等を踏まえた介護報酬の適正化、協会けんぽに対する国庫補助の安定化と超過準備金が生じた場合の特例措置、生活困窮者に対する自立支援の強化と生活保護の適正化に取り組むなど、徹底した効率化・適正化を行うことで極力全体の水準を抑制する。

また、消費税率 8%への引上げによる財源を活用し、子育て支援など社会保障の充実を図りつつ、高齢世代への給付が中心となっている構造を見直し、全世代型の社会保障への転換を進める。

#### ②社会資本整備

社会資本整備については、厳しい財政状況の下、国民生活の将来を見据えて、既施設の機能が効果的に発揮されるよう計画的な整備を推進する。その際、国際競争力の強化、地域の活性化、国土強靱化（ナショナル・レジリエンス）、防災・減災対策、老朽化対策などの諸課題への一層の重点化を図る。

また、選択と集中を徹底するほか、インフラの維持管理・更新に係る中長期的なコストの縮減・平準化や、現場の担い手の確保・育成を図るとともに、PPP/PFIの推進により民間活力の発揮を図る。

#### ③地方財政

経済再生の進展を踏まえて、リーマンショック後の危機対応モードから平時モードへの切替えを進めるため、地方の税収動向等も踏まえ歳出特別枠や地方交付税の別枠加算を見直すなど、歳入面・歳出面における改革を進め、できる限り早期に財源不足の解消を目指し、財政の健全化を図る。

国の歳出の取組と基調を合わせ、地方財政計画の計上の見直しを行いつつ、必要な課題の財源を確保することでメリハリを効かせ、歳出の効率化・重点化を図るとともに、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要な地方の一般財源の総額については、平成 26 年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。

#### ④行政の徹底的な効率化

社会保障・税番号制度の導入に向けて準備を進めるとともに、行政のICT化と業務改革を進める。

国家公務員の構造的な人件費の増加の抑制や、国の行政機関の機構・定員の厳格な管理により、総人件費の抑制を図るとともに、地方公共団体に対し、国の給与制度の総合的見直しを踏まえ、地域民間給与のよりの確な反映など適切な見直し等を要請する。

各府省庁の事業について、基金方式は真に必要な事業に絞り込むとともに基金の余剰資金の国庫返納に努めることを含め、毎年度のPDCAサイクルの下、行政改革推進会議の指摘事項を的確に反映し、効果的・効率的な予算を実現する。

平成 27 年度予算は、以上のような方針により編成され、平成 27 年 4 月 9 日に政府案どおりに成立した。

これによると、平成 27 年度の一般会計予算の規模は 96 兆 3,420 億円で、前年度当初予算と比べると 4596 億円増加（0.5%増）となっており、基礎的財政収支対象経費は 72 兆 8,912 億円で、前年度当初予算と比べると 2,791 億円増加（0.4%増）となった。なお、公債の発行予定額は 36 兆 8,630 億円で、前年度当初発行予定額と比べると 4 兆 3,870 億円減少（10.6%減）となっており、公債依存度は 38.3%（前年度比 4.7 ポイント減）（基礎年金国庫負担 2 分の 1 ベース）となった。

また、東日本大震災復興特別会計予算の規模は 3 兆 9,087 億円となった。歳入については、

復興特別税 3,436 億円、一般会計からの繰入 5,882 億円、復興債 2 兆 8,625 億円等となっている。歳出については、主な東日本大震災復興経費として復興関係公共事業等 9,872 億円、原子力災害復興関係経費 7,717 億円、地方交付税交付金 5,898 億円、東日本大震災復興交付金 3,173 億円が計上されたほか、復興加速化・福島再生予備費 6,000 億円となっている。

なお、財政投融资計画の規模は 14 兆 6,215 億円で、前年度計画額と比べると 1 兆 5,585 億円減少（9.6%減）となった。

## イ 地方財政計画

平成 27 年度においては、通常収支分について、極めて厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢等を踏まえ、歳出面においては、地方創生に対応するために必要な経費を計上するとともに、社会保障の充実分等を含め、社会保障関係費の増加を適切に反映した計上を行う一方、国の取組と歩調を合わせて歳出抑制を図ることとする。

また、歳入面においては、「経済財政運営と改革の基本方針」（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）及び「中期財政計画（平成 25 年 8 月 8 日閣議了解）」に沿って、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源総額を適切に確保することを基本として、引き続き生ずることとなった大幅な財源不足について、地方財政の運営上支障が生じないよう適切な補填措置を講じることとする。

また、東日本大震災分については、復旧・復興事業及び全国防災事業について、通常収支とはそれぞれ別枠で整理し、所要の事業費及び財源を確保することとする。

以上を踏まえ、次の方針に基づき平成 27 年度地方団体の歳入歳出総額の見込額を策定する。

### （ア） 通常収支分

- a 地方税制については、経済再生と財政健全化を両立するため、消費税率（国・地方）10%（地方消費税率（消費税率換算）2.2%）への引上げ等の施行日を平成 27 年 10 月 1 日から平成 29 年 4 月 1 日に変更することにあわせ、平成 27 年度地方税制改正において、現下の経済情勢等を踏まえ、デフレ脱却・経済再生をより確実なものにするるとともに、地方創生に取り組むため、成長志向に重点を置いた法人税改革としての法人事業税の外形標準課税の拡大、ふるさと納税の拡充及び手続の簡素化等のための税制上の措置を講ずることとしている。

また、自動車取得税におけるエコカー減税の見直しや軽自動車税へのグリーン化特例の導入など車体課税の見直し等のための税制上の措置を講ずることとしている。

- b 地方交付税原資の安定性の向上と充実を図るため、所得税、法人税及び酒税の地方交付税率を見直すとともに、たばこ税を地方交付税の対象税目から除外することとしている。
- c 地方交付税率の見直しを実施してもなお生じる地方財源不足見込額については、地方財政の運営に支障が生じることのないよう、次の措置を講じることとする。

(a) 財源不足のうち建設地方債（財源対策債）の増発等により対処することとした残余については、平成 26 年度に講じた平成 28 年度までの制度改正に基づき、国と地方が折半して補填することとし、国負担分については、国の一般会計からの加算により、地方負担分については、地方財政法第 5 条の特例となる地方債（臨時財政対策債）により補填措置を講じる。臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額を後年度地方交付税の基準財政需要額に算入する。

- (b) これに基づき、平成 27 年度の財源不足見込額 7 兆 8,205 億円については、次により補填する。

- ① 地方交付税については、国の一般会計加算により 2 兆 1,155 億円（うち地方交付税法附則第 4 条の 2 第 2 項の加算額 3,926 億円、平成 22 年 12 月 22 日付け総務・財務両大臣覚書第 3 項(2)及び平成 27 年 1 月 12 日付け総務・財務両大臣覚書第 7 項に定める平成 27 年度における「乖離是正分加算額」400 億円、地方税収の状況を踏まえた別枠の加算額 2,300 億円並びに臨時財政対策特例加算額 1 兆



4,529 億円)増額する。

また、交付税特別会計剰余金 1,000 億円を活用するとともに、地方公共団体金融機構法附則第 14 条の規定により財政投融资特別会計に帰属させる地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金 3,000 億円を財政投融资特別会計から交付税特別会計に繰り入れる。

② 地方財政法第 5 条の特例となる地方債(臨時財政対策債)を 4 兆 5,250 億円発行する。

③ 建設地方債(財源対策債)を 7,800 億円増発する。

(c) 上記の結果、平成 27 年度の地方交付税については、16 兆 7,548 億円(前年度比 1,307 億円、0.8%減)を確保する。

(d) 交付税特別会計の借入金については、特別会計に関する法律附則第 4 条第 1 項に基づき、3,000 億円の償還を実施する。

d 地方債については、極めて厳しい地方財政の状況の下で、地方財源の不足に対処するための措置を講じ、また、地方団体が防災・減災対策、公共施設の老朽化対策及び地域の活性化への取組を着実に推進できるよう、所要の地方債資金を確保する。

この結果、地方債計画(通常収支分)の規模は、11 兆 9,242 億円(普通会計分 9 兆 5,009 億円、公営企業会計等分 2 兆 4,233 億円)とする。

e 地域経済の基盤強化や雇用創出を図りつつ、個性と活力ある地域社会の構築、住民に身近な社会資本の整備、災害に強い安心安全なまちづくり、総合的な地域福祉施策の充実、農山漁村地域の活性化等を図ることとし、財源の重点的配分を行う。

(a) 地方が自主性・主体性を最大限発揮して地方創生に取り組み、地域の実情に応じたきめ細かな施策を可能にする観点から、一般行政経費に新たに「まち・ひと・しごと創生事業費」を 1 兆円計上することとしている。

(b) 投資的経費に係る地方単独事業費については、公共施設等総合管理計画に基づき実施する公共施設の集約化・複合化等のために必要な経費として、新たに「公共施設等最適化事業費」を 1,000 億円計上するとともに、引き続き喫緊の課題である防災・減災対策に取り組めるよう「緊急防災・減災事業費」を 5,000 億円(前年度同額)確保することとし、全体で前年度に比し 0.9%増額し、引き続き、地域の自立や活性化につながる基盤整備を重点的・効率的に推進する。

(c) 消費税・地方消費税の引上げによる増収分を活用した社会保障の充実として、子ども・子育て支援、医療・介護サービスの提供体制改革、医療・介護保険制度改革及び難病等に係る公平かつ安定的な制度の確立に係る措置を講じることとしており、当該措置に係る地方負担について所要の財政措置を講じる。

(d) 一般行政経費に係る地方単独事業費については、社会保障の充実分等を適切に反映した計上を行うことにより、財源の重点的配分を図るとともに、地域において必要な行政課題に対して適切に対処する。

(e) 消防力の充実、防災・減災対策等の推進及び治安維持対策等住民生活の安心安全を確保するための施策を推進する。

(f) 過疎地域の自立促進のための施策等に対し所要の財政措置を講じる。

f 地方公営企業の経営基盤の強化、上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備の推進、公立病院における医療の提供体制の整備をはじめとする社会経済情勢の変化に対応した事業の展開等を図るため、経費負担区分等に基づき、一般会計から公営企業会計に対し所要の繰出しを行うこととする。

g 地方行財政運営の合理化を図ることとし、職員数の純減、事務事業の見直しや民間委託など引き続き行財政運営全般にわたる改革を推進する。

## (イ) 東日本大震災分

### a 復旧・復興事業

(a) 東日本大震災に係る復旧・復興事業等の実施のための特別の財政需要等を考慮して交付することとしている震災復興特別交付税については、以下に掲げる地方負担分等の全額を措置するため、5,898億円を確保する。

- ① 直轄・補助事業に係る地方負担分 4,215億円
- ② 地方単独事業分 953億円
- ③ 税制上の臨時的特例措置等に伴う減収分 730億円

(b) 地方債については、復旧・復興事業を円滑に推進できるよう、所要額についてその全額を公的資金で確保する。

この結果、地方債計画（東日本大震災分）における復旧・復興事業の規模は、425億円（普通会計分 355億円、公営企業会計等分 70億円）とする。

(c) 直轄事業負担金及び補助事業費、地方自治法に基づく職員の派遣、投資単独事業等の地方単独事業費及び地方税法等に基づく特例措置分等の地方税等の減収分見合い歳出等について所要の事業費 2兆 60億円を計上する。

### b 全国防災事業

(a) 地方税の臨時的な税制上の措置（平成 25 年度～平成 35 年度）による地方税の収入見込額として 708 億円を計上するとともに、一般財源充当分として 275 億円を計上する。

(b) 地方債については、全国防災事業を円滑に推進できるよう、所要額についてその全額を公的資金で確保する。

この結果、地方債計画（東日本大震災分）における全国防災事業の規模は、2,397 億円とする。

(c) 国の全国防災対策費に係る直轄事業負担金及び補助事業費等について、所要の事業費 4,905 億円を計上する。

以上のような方針に基づいて策定した平成 27 年度の地方財政計画（平成 27 年 2 月 17 日閣議決定、同日国会に提出）の規模は、通常収支分は 85 兆 2,710 億円で、前年度と比べると 1 兆 9,103 億円増加（2.3%増）となり、東日本大震災分は、復旧・復興事業が 2 兆 60 億円、全国防災事業が 4,905 億円となった。

通常収支分についてみると、歳入では、地方税は 37 兆 4,919 億円で、前年度と比べると 2 兆 4,792 億円増加（7.1%増）（道府県税 16.2%増、市町村税 0.5%増）、地方譲与税は 2 兆 6,854 億円で、前年度と比べると 710 億円減少（2.6%減）、地方特例交付金は 1,189 億円で、前年度と比べると 3 億円減少（0.3%減）、地方交付税は 16 兆 7,548 億円で、前年度と比べると 1,307 億円減少（0.8%減）、国庫支出金は 13 兆 733 億円で、前年度と比べると 6,242 億円増加（5.0%増）、地方債（普通会計分）は 9 兆 5,009 億円で、前年度と比べると 1 兆 561 億円減少（10.0%減）となった。

一方、歳出では、給与関係経費は 20 兆 3,351 億円で、前年度と比べると 63 億円減少（0.0%減）となった。なお、地方財政計画における職員数については、4,020 人の純減としている。一般行政経費は 35 兆 589 億円で、前年度と比べると 1 兆 8,395 億円増加（5.5%増）となり、このうち一般行政経費にかかる地方単独事業費は 13 兆 9,964 億円で、前年度と比べると 428 億円増加（0.3%増）となった。公債費は 12 兆 9,512 億円で、前年度と比べると 1,233 億円減少（0.9%減）、投資的経費は 11 兆 10 億円で、前年度と比べると 25 億円減少（0.0%減）となった。なお、投資的経費に係る地方単独事業費は 5 兆 2,758 億円で、前年度と比べると 479 億円増加（0.9%増）となった。

東日本大震災分（復旧・復興事業）についてみると、歳入では、震災復興特別交付税は 5,898 億円、国庫支出金は 1 兆 3,717 億円、地方債（普通会計分）は 355 億円などとなった。歳出では、一般行政経費は 5,723 億円（うち地方単独事業費 1,242 億円）、投資的経費は 1 兆 3,874

億円（うち地方単独事業費 396 億円）などとなった。

東日本大震災分（全国防災事業）についてみると、歳入では、国庫支出金は 1,524 億円、地方債（普通会計分）は 2,397 億円などとなった。歳出では、公債費は 983 億円、投資的経費は 3,922 億円などとなった。

なお、平成 27 年度の地方債計画の規模は、通常収支対応分が 11 兆 9,242 億円（普通会計分 9 兆 5,009 億円、公営企業会計等分 2 兆 4233 億円）で、前年度と比べて 9,059 億円減少（7.1% 減）となり、東日本大震災に関連する事業分は、復旧・復興事業が 425 億円（普通会計分 355 億円、公営企業会計等分 70 億円）、全国防災事業が 2,397 億円（普通会計分のみ）となった。

## ウ 財政運営の経過

### (ア) 平成 27 年度補正予算（第 1 号）

#### a 補正予算（第 1 号）

政府は、平成 27 年 12 月 18 日に平成 27 年度補正予算（第 1 号）を閣議決定し、平成 28 年 1 月 20 日に政府案どおりに成立した。その概要は以下のとおりである。

今回の補正予算においては、歳出面で、「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」（平成 27 年 11 月 26 日一億総活躍国民会議決定）及び「総合的な T P P 関連政策大綱」（平成 27 年 11 月 25 日 TPP 総合対策本部決定）に沿って、一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策等 1 兆 1,646 億円、TPP 関連政策大綱実現に向けた施策 3,403 億円、災害復旧・防災・減災事業 5,169 億円等を追加計上するほか、既定経費の減額 1 兆 4,467 億円の修正減少額を計上している。

また、歳入面で、税収 1 兆 8,990 億円、前年度剰余金受入 2 兆 2,136 億円等を追加計上等している。この結果、一般会計予算の規模は、歳入歳出とも平成 27 年度当初予算に対し、3 兆 3,213 億円増加し、99 兆 6,633 億円となっている。

#### b 補正予算（第 1 号）に係る地方財政措置等

##### (a) 通常収支分

この補正予算においては、国税の増収見込み等に伴い地方交付税の増が見込まれるとともに、歳出の追加に伴う地方負担が生じることから、以下のとおり財政措置を講じた。

##### ① 地方交付税

- 補正予算（第 1 号）において、「地方交付税法」第 6 条第 2 項の規定に基づき増額される平成 27 年度分の地方交付税の額 1 兆 3,113 億円（平成 26 年度精算分 6,372 億円、平成 27 年度国税の自然増に伴うもの 6,741 億円）については、平成 27 年度において普通交付税の調整額の復活に要する額 469 億円を交付することとしたうえで、残余の額 1 兆 2,644 億円について平成 28 年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付する措置を講じる。

##### ② 追加の財政需要

- 補正予算（第 1 号）により平成 27 年度に追加される投資的経費に係る地方負担額については、原則として、地方負担額の 100%まで地方債を充当できることとし、後年度における元利償還金の 50%（当初における地方負担額に対する算入率が 50%を超えるものについては当初の算入率）を公債費方式により基準財政需要額に算入し、残余については、原則として、単位費用により措置する。
- 地方債の対象とならない経費については、地方財政計画に計上された追加財政需要額（4,200 億円）の一部により対応する。

##### (b) 東日本大震災分

今回の補正予算においては、地方負担の追加は生じない。

以上に掲げる措置を講じるための「地方交付税法の一部を改正する法律」が平成 28 年 1 月 20 日に成立し、同月 26 日に施行された（平成 28 年法律第 4 号）。

